

砺波市家賃支援補助金チェックリスト（令和8年度 ver.）

【対象者】

□次のいずれかに該当する世帯員であること（申請者は賃貸契約者に限る）

- ・ 転入若者世帯…申請日において夫婦のいずれかが39歳以下、かつ、転入から1年以内の方で、転入前1年間は砺波市内に住所がなかった方の属する世帯
- ・ 転入子育て世帯…賃貸借契約日において中学生までのお子さんがいる世帯、かつ、転入から1年以内の方で、転入前1年間は砺波市内に住所がなかった方の属する世帯

※契約日に市外に住所を有していた方は、契約日前1年間は砺波市内に住所を有していないこと

□令和6年4月1日以降に賃貸借契約を結び、新たに当該賃貸住宅に居住すること

△注意事項△ 以下の住宅は対象外です！

- ・ 公営住宅
- ・ 社宅、官舎、寮、会社が契約した住宅
- ・ 世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅
- ・ 賃貸借契約期間が1年未満の住宅



□転入日から2年以上本市に定住すること

□世帯員全員に市税等の滞納がないこと

□当該民間賃貸住宅の家賃の滞納がないこと

□外国人を含む世帯の場合は、日本国に永住権を有していること

□申請者およびその配偶者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと

【補助内容】

- ・ 金額：1か月の家賃から住宅手当等を引いた額（上限1万円）／月
- ・ 期間：最長12か月

※交付対象期間は、申請日の翌月からとなります。（4月申請に限り、4月1日より交付対象）

※お支払は毎月ではなく、**年度ごとにまとめて支払**います。

※結婚新生活支援補助金を申請する場合は、結婚新生活支援補助金で申請した家賃の月数を家賃支援補助金の交付期間から差し引きます。（あわせて最大12か月）

【返還要件】

以下に該当するときは、**補助金の返還を求め**る場合があります。

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定または交付を受けたとき
- ・ 転入日から起算して2年未満で市外に転出し、又は居住の実態がないとき
- ・ 市税等を滞納したとき

手続きの流れ

① 砺波市内の民間賃貸住宅をご契約



② 砺波市への転入（砺波市役所市民課でお手続き）



③ 交付申請

●提出期間

□賃貸借契約日（転入若者世帯は同居開始日）から**1年以内**
（受付は**2月末日**まで）

●提出するもの

□交付申請書（様式第1号）

□世帯員全員の記載がある住民票の写し（続柄の記載があり、発行から3か月以内）

□転入者の戸籍の附票の写し（転入日および契約日の前1年間の住所地がわかるもの）

□賃貸借契約書（申請者が当該契約者であるものに限る。）の写し

□夫婦の住宅手当の支給状況を証明できる書類（給与明細等）

※住宅手当がない場合もご提出ください。

□市税等納付（納入）状況確認承諾書 ※18歳以上の世帯員全員分

□建物の用途が寄宿舍であることがわかるもの（シェアハウスの場合）

戸籍の附票とは
新しく戸籍を作った（本籍を
定めた）時以降の住民票の移
り変わりを記録したもので、
本籍地でお取りいただけま



④ 交付決定通知書の送付



⑤ 実績報告及び交付請求

●提出期間 対象期間の家賃支払い終了～令和9年3月31日までの間

※実績報告及び交付請求の提出が遅れた場合、補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

●提出するもの

□実績報告書（様式第3号）

□交付対象期間の家賃を支払ったことを証する書類（領収書、引き落とし口座の明細等）

□交付請求書（様式第5号）

□振込先がわかる通帳やキャッシュカードの写し



1～2か月程度（不備等がない場合）

⑥ 指定口座へ振込

〈問合せ先〉

砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp